

令和5年度東員町農業委員会 4月定例会議事録

日 時 令和5年4月5日(水) 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 1 伊藤 満 2 辻 英治 3 中村次男 4 伊藤良子 5 伊藤公一  
6 高木勝利 7 伊藤和道 8 近藤好久 10 齋藤千鶴 11 水谷一哉  
12 早川三利 13 佐藤隆明 14 松下一幸  
計13名  
欠席委員 伊藤道昭  
事務局 西野課長補佐、笠原主事  
開 会 午前9時30分  
会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程  
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号1～3)  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号1)  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(受付番号1)  
議事日程第2 その他
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和5年4月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中13名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。  
次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、10番委員の齋藤千鶴様と11番委員の水谷一哉様のご両名をお願いいたします。  
それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

議 長 <現地調査>  
現地調査、ご苦労様でした。  
それでは、議事日程第1の審議に入ります。  
「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のお通り、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (特になし)

議 長 続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を  
議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

議 長 以上のおおりに、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願  
いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のおおりに  
許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のおおりに許可とします。

議 長 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を  
議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第2号について説明)

議 長 以上のおおりに、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願  
いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のおおりに  
許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のおおりに許可とします。

議 長 次に、議事日程第2「その他」についてを議題とし、事務局より説明を求め  
ます。

事務局 ・タブレット研修会の延期について

議 長 委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

委 員 (特になし)

議 長 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年  
4月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆さま、ご苦労様ございました。

閉 会 午前10時10分

議 長 会長

署名人 10番委員

署名人 11番委員

令和5年度東員町農業委員会 5月定例会議事録

日 時 令和5年5月9日（火） 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 2辻 英治 3中村次男 4伊藤良子 5伊藤公一 6高木勝利  
7伊藤和道 8近藤好久 9伊藤道昭 10齋藤千鶴 12早川三利  
13佐藤隆明 14松下一幸  
計12名  
欠席委員 1伊藤 満、11水谷一哉  
事務局 西野課長補佐、笠原主事  
開 会 午前9時30分  
会議事項 農業委員会定例会  
1. 開 会  
2. 議事録署名人の選出について  
3. 議事日程  
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号4)  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(受付番号1)  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号2～4)  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(受付番号2～3)  
議事日程第2 その他  
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和5年5月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中12名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。  
次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、9番委員の伊藤道昭様と12番委員の早川三利様のご両名をお願いいたします。  
それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

議 長 <現地調査>  
現地調査、ご苦勞様でした。  
それでは、議事日程第1の審議に入ります。  
「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願い

いします。何か、質疑はございませんか。

委員  
議長

(特になし)

続きまして、「報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(報告第2号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いいたします。何か、質疑はございませんか。

委員  
議長

(特になし)

続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第1号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いいたします。何か、質疑はございませんか。

委員  
議長

(質疑なし)

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長  
議長

(挙手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第2号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いいたします。何か、質疑はございませんか。

委員  
議長

(質疑なし)

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長  
議長

(挙手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

次に、議事日程第2「その他」についてを議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局  
議長

・地域計画のスケジュールについて

委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

委員  
議長

(特になし)

本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年5月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆さま、ご苦労様ございました。

閉会

午前10時10分

議 長      会長

署名人      9 番委員

署名人      1 2 番委員

令和5年度東員町農業委員会 6月定例会議事録

日 時	令和5年6月5日（月）	午前9時30分から
場 所	東員町役場 西庁舎 201・202会議室	
参加委員	1 伊藤 満 2 辻 英治 3 中村次男 4 伊藤良子 6 高木勝利 7 伊藤和道 8 近藤好久 9 伊藤道昭 11 水谷一哉 12 早川三利 14 松下一幸 計14名	
欠席委員	5 伊藤公一 10 齋藤千鶴 13 佐藤隆明	
事務局	西野課長補佐、水谷主幹	
開 会	午前9時30分	
会議事項	農業委員会定例会 1. 開 会 2. 議事録署名人の選出について 3. 議事日程 議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について (受付番号5) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (受付番号2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (受付番号5～9) 議案第2号 農地法利用集積計画について その他の事項 4. 閉 会	
( 議 事 内 容 )		
事務局	只今から、東員町農業委員会を開催します。 開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。	
会 長	(挨拶)	
議 長	それでは只今から、令和5年6月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。 本日の出席者は14名中11名の出席でございます。東員町農業委員会 会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は 成立いたします。 次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、14番委員の松下一 幸様と1番委員の伊藤 満様のご両名をお願いいたします。 それでは、現地調査のため、移動をお願いします。	
議 長	<現地調査> 現地調査、ご苦労様でした。 それでは、議事日程第1の審議に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題 とし、事務局から説明を求めます。	
事務局	(報告第1号について説明)	
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願 いします。何か、質疑はございませんか。	

委員  
議長 (特になし)  
続きまして、「報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長 (報告第2号について説明)  
以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員  
議長 (特になし)  
続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長 (議案第1号について説明)  
以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員  
議長 (質疑なし)  
質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長 (挙手)  
全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。  
議長 続きまして「議案第2号 農用地利用集積計画について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長 (議案第2号について説明)  
以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員  
議長 (質疑なし)  
質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
「議案第2号 農用地利用集積計画について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長 (挙手)  
全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。  
議長 委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

委員  
事務局 3条の許可申請にかかる耕作者の下限面積要件撤廃により、家庭菜園等の利用を目的とする申請者の増加を危惧し、作物の出荷可能な規模の新規就農者に許可を制限する等の規則を定めるべきと考えます。  
事務局 今回の下限面積撤廃の目的は、耕作者の減少による遊休農地の増加を抑止することであり、申請に係る詳細の聞き取りと提出書類に不備がなく耕作可能と判断されれば、許可申請を受理することになります。今後、許可による問題の発生も踏まえ県農業会議等と情報共有し、規則づくりは必要であると考えます。

議長 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年5月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆さま、ご苦労様ございました。

閉会 午前10時35分

議 長      会長

署名人      1 4 番委員

署名人      1 番委員

令和5年度東員町農業委員会 7月定例会議事録

日 時 令和5年7月5日（水） 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 1伊藤 満 2辻 英治 4伊藤良子 5伊藤公一  
6高木勝利 7伊藤和道 8近藤好久 9伊藤道昭  
10齋藤千鶴 12早川三利 13佐藤隆明 14松下一幸  
計14名  
欠席委員 3中村次男 11水谷一哉  
事務局 西野課長補佐、笠原主事  
開 会 午前9時30分  
会議事項 農業委員会定例会  
1. 開 会  
2. 議事録署名人の選出について  
3. 議事日程  
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号6)  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号10～11)  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(受付番号4～5)  
その他の事項  
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)  
議 長 それでは只今から、令和5年7月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。  
本日の出席者は14名中12名の出席でございます。東員町農業委員会  
会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は  
成立いたします。  
次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、13番委員の佐藤  
隆明様と2番委員の辻 英治様のご両名をお願いいたします。  
それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

議 長 <現地調査>  
現地調査、ご苦労様でした。  
それでは、議事日程第1の審議に入ります。  
「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題  
とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)  
議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願  
いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (特になし)

議 長 続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を  
議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願い  
します。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
議案第1号は、13番委員の自己の利害関係を有する案件を含んでおります  
ので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限  
により一時ご退室いただきます。  
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり  
許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議 長 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を  
議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第2号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願い  
します。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり  
許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議 長 続きまして議事日程第2の「その他」についてを議題とし、事務局より説明  
を求めます。

事務局 ・(新)東員第一中学校移転事業について

議 長 委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

委 員 資料の誤りについて、今後気を付けていただきたい。また、今後申請事項を  
説明いただく際にもう少し詳しく説明いただきたい。

議 長 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年  
7月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆さま、ご苦勞様でございました。

閉 会 午前10時40分

議 長 会長

署名人 13番委員

署名人 2番委員

令和5年度東員町農業委員会 8月定例会議事録

日 時 令和5年8月7日（月） 午前9時00分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202・203会議室  
参加委員 1伊藤 満 2辻 英治 3中村次男 4伊藤良子 5伊藤公一  
6高木勝利 7伊藤和道 8近藤好久 11水谷一哉 12早川三利  
13佐藤隆明 14松下一幸  
計12名

欠席委員 9伊藤道昭 10齋藤千鶴

事務局 西野課長補佐、水谷主幹

開 会 午前9時00分

会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会

2. 議事録署名人の選出について

3. 議事日程

議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号7～10)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(受付番号3～4)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号12～13)

議案第2号 農業振興地域計画変更について

4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。

開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議長 それでは只今から、令和5年8月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中12名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、3番委員の中村次男様と5番委員の伊藤公一様のご両名をお願いいたします。

それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

<現地調査>

議長 現地調査、ご苦労様でした。

それでは、議事日程第1の審議に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。

報告第1号は、5番委員の自己の利害関係を有する案件を含んでおりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限により一時ご退室いただきます。

何か、質疑はございませんか。

委員  
議長

(特になし)

続きまして、「報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(報告第2号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。

報告第2号は、6番委員の自己の利害関係を有する案件を含んでおりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限により一時ご退室いただきます。

何か、質疑はございませんか。

委員  
議長

(特になし)

続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第1号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員

受付番号13番の案件について、譲受人の取得後の経営面積は今回の贈与分168㎡と1,000㎡に満たない農地ですが、これは相続による贈与分だから認めるという認識でしょうか。また3人の関係は兄弟ですか。

事務局  
議長

従前より譲受人が申請地を耕作しており、農作業が可能な農機具の所持についても確認して申請を受理しております。また、3人は親族であります。

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

議案第1号は、5番委員の自己の利害関係を有する案件を含んでおりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限により一時ご退室いただきます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長  
議長

(挙手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

続きまして「議案第2号 農業振興地域計画変更について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第2号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員  
議長

(質疑なし)

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第2号 農業振興地域計画変更について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長  
議長  
委員  
事務局

(挙手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

委員の身内の申請関係であってもその審議の採決には同席できないのか三重県農業会議にも確認しておりますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づくものです。

委員  
事務局

今回、市街化区域の農地転用の届出について現地確認したが、以前の取り決めで同様のケースは現地確認しないことを取り決めたと認識しているが。申し訳ありません。事務局で確認し、今後は取り決めに従い現地確認を実施します。

議長

本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年8月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆さま、ご苦労様ございました。

閉会

午前10時25分

議長 会長

署名人 3番委員

署名人 5番委員

令和5年度東員町農業委員会 9月定例会議事録

日 時 令和5年9月5日(火) 午前9時00分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 1 伊藤 満 2 辻 英治 3 中村次男 4 伊藤良子 5 伊藤公一  
6 高木勝利 7 伊藤和道 9 伊藤道昭 10 齋藤千鶴 11 水谷一哉  
12 早川三利 13 佐藤隆明 14 松下一幸  
計13名

欠席委員 8 近藤好久  
事務局 西野課長補佐、笠原主事

開 会 午前9時00分

会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程  
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について  
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(受付番号5～6)  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号14)  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(受付番号6～8)
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和5年9月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中13名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、6番委員の高木勝利様と9番委員の伊藤道昭様のご両名をお願いいたします。

それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

<現地調査>

議 長 現地調査、ご苦労様でした。

それでは、議事日程第1の審議に入ります。

「報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委 員 (特になし)

議 長 続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を  
議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願い  
します。

何か、質疑はございませんか。

委 員 (特になし)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり  
許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議 長 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を  
議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第2号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願い  
します。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり  
許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議 長 委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

委 員 (特になし)

議 長 事務局から「その他の事項」で、何かございますか。

事務局 本委員会終了後に先月に続いて、農地パトロールにかかるタブレットの操作  
説明及び地域計画について、プロジェクターにより説明をさせていただきます。

委 員 質疑はすんでいますが、1点伺います。5条の許可申請で今回は1種、2種、  
3種と農地区分がありますが、1種農地での許可判断基準を詳しく伺います。

事務局 解説は本委員会終了後にご説明させていただきます。

委 員 了解しました。

議 長 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年  
9月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆さま、ご苦労様ございました。

閉 会 午前9時50分

議 長 会長

署名人 6番委員

署名人 9 番委員

令和5年度東員町農業委員会 10月定例会議事録

日 時 令和5年10月5日(木) 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 1 伊藤 満 2 辻 英治 3 中村次男 4 伊藤良子 5 伊藤公一  
6 高木勝利 7 伊藤和道 8 近藤好久 11 水谷一哉 12 早川三利  
13 佐藤隆明 14 松下一幸  
計12名

欠席委員 9 伊藤道昭 10 齋藤千鶴  
事務局 西野課長補佐、笠原主事

開 会 午前9時30分

会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程  
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号11)  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
(受付番号1)  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(受付番号7～9)  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号15)  
議案第2号 非農地判断について  
(管理番号79～94)
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和5年10月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中12名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、8番委員の近藤好久様と11番委員の水谷一哉様のご両名をお願いいたします。

それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

<現地調査>

議 長 現地調査、ご苦労様でした。

それでは、議事日程第1の審議に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委 員 (特になし)

議 長 続きまして、「報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第2号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委 員 質問ではなく、また開発行為に関する意見だが、農地法の転用許可面積要件の500㎡以下で申請について、今後、土地利用計画図にある南側の建設予定の2棟が予想されるが、全面道路の幅員が4m未満の場合に開発行為を抑制するようなルール作りの必要性を感じる。

事務局 開発担当課に伝えます。

議 長 続きまして、「報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第2号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第3号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委 員 契約内容にある所有権の譲渡と売買の違いを伺いたい。

事務局 今回の所有権譲渡は無償による譲渡です。

議 長 続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議 長 続きまして「議案第2号 非農地判断について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第2号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 今回、非農地判断に挙げた土地はいつごろから今の状態になったのか。

委員  
委員  
事務局

長深の土地は40年ほど前には畑として個人が耕作をしていたと記憶する。  
今回の候補地を上げた理由を伺いたい。  
長深の候補地について、その南側一帯の地目が山林で囲まれている土地に隣接し、現況が山林で地目が田となっている箇所を抽出しました。また、山田の土地は、地目が山林の一帯に囲まれている、現況が山林で地目が田である箇所を抽出しました。

議長

他に質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
「議案第2号 非農地判断について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長  
議長  
議長

(挙手)  
全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。  
委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。  
何も無いようですので、本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年10月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆さま、ご苦勞様ございました。

閉会

午前10時40分

議長 会長

署名人 8番委員

署名人 11番委員

令和5年度東員町農業委員会 11月定例会議事録

日 時 令和5年11月6日（月） 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 1 伊藤 満 2 辻 英治 3 中村次男 4 伊藤良子 5 伊藤公一  
6 高木勝利 8 近藤好久 9 伊藤道昭 10 齋藤千鶴 11 水谷一哉  
13 佐藤隆明 14 松下一幸

計12名

欠席委員 7 伊藤和道 12 早川三利  
事務局 西野課長補佐、笠原主事

開 会 午前9時30分

会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程
  - 議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号12)
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号16)
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(受付番号9～12)
  - 議案第3号 農地法第5条第4項の規定による協議について  
(受付番号1)
  - 議案第4号 非農地証明願について  
(受付番号1)
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和5年11月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中12名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、10番委員の齋藤千鶴様と13番委員の佐藤隆明様のご両名をお願いいたします。

それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

<現地調査>

議 長 現地調査、ご苦労様でした。

それでは、議事日程第1の審議に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委 員  
議 長

(特になし)

続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議 長

(議案第1号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

議 長

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員  
議 長  
議 長

(挙 手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議 長

(議案第2号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

議 長

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

議案第2号は、6番委員の自己の利害関係を有する案件を含んでおりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限により一時ご退室いただきます。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員  
議 長

(挙 手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議 長

続きまして「議案第3号 農地法第5条第4項の規定による協議について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局

(議案第3号について説明)

《補足説明》 一部の農用地の転用において、第18条第6項の農用地の利用権設定の解除手続きを進めるよう教育総務課に話をしております。

議 長

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第3号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

議 長

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第3号 農地法第5条第4項の規定による協議について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長

(挙手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議長

続きまして「議案第4号 非農地証明願について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第4号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第4号」について、審議をお願いします。

議長

何か、質疑はございませんか。

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第4号 非農地証明願について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長

(挙手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議長  
議長

委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

何も無いようですので、本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年11月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆さま、ご苦労様ございました。

閉会

午前10時30分

議長 会長

署名人 10番委員

署名人 13番委員

令和5年度東員町農業委員会 12月定例会議事録

日 時 令和5年12月7日(木) 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 1伊藤 満 2辻 英治 4伊藤良子 5伊藤公一 6高木勝利  
8近藤好久 9伊藤道昭 10齋藤千鶴 11水谷一哉 12早川三利  
13佐藤隆明 14松下一幸

計12名

欠席委員 3中村次男  
事務局 西野課長補佐、笠原主事  
開 会 午前9時30分  
会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程
  - 議事日程1 職務代理者の互選について
  - 議事日程2 農地法に基づく許可申請等の審議について
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号13)
  - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
(受付番号2)
  - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(受付番号10～11)
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号9～12)
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(受付番号17～21)
  - 議案第3号 農用地利用集積計画について
  - 議事日程3 その他
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
総会開催に先立ちまして、11月20日にご逝去されました東員町農業委員  
伊藤和道様のご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたく存じます。  
皆様、ご起立をお願いいたします。

黙とう はじめ。  
(黙とう)  
ありがとうございました。おなおりください。  
ご着席下さい。

それでは、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)  
議 長 それでは只今から、令和5年12月の東員町農業委員会定例会を開会いたし

ます。

議事日程第1、職務代理者の互選についてであります。

現職の農業委員 伊藤和道様のご逝去により会長職務代理者が空席となりました。

つきましては、令和6年4月までの委員残任期間における会長職務代理者を選任させていただきたいと思っておりますので、その方法についてお諮りします。

委員 会長の指名推選の方法をご提案します。

議長 ただいま、私において指名推選により選出せよとのご意見をいただきました。これについて、ご異議はありますでしょうか。

委員 異議なし

議長 それでは、僭越ながら、私より指名推選をさせていただきます。会長職務代理者に 近藤好久委員を指名いたします。ただいまの被指名人をもって、会長職務代理者と定めることに御異議ありませんか。

委員 異議なし

御異議がないようですので、近藤好久委員が会長職務代理者に選任されました。

それでは、近藤好久委員は会長職務代理者の席にお着き願います。

《近藤好久委員 職務代理者席へ移動》

議長 それでは、近藤好久新職務代理者より一言御挨拶をお願いいたします。

《近藤好久委員 就任挨拶》

議長 それでは議事を続けます。

本日の出席者は13名中12名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、12番委員の早川三利様と14番委員の松下一幸様のご両名をお願いいたします。

それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

〈現地調査〉

議長 現地調査、ご苦労様でした。

事務局 すみません。議事に入る前にタブレットに関して、ご説明をさせていただきます。今回、委員の皆さんのタブレットに本日の議案書及び机上にお配りしました現地写真（資料18）のデータを送信させていただきました。

今後、今回のようにデータにて議案書等の資料を送信させていただきますので、よろしくお願いたします。今回は、議案書等の送付資料の到着が会議前日の昼からとご迷惑をお掛けしましたことをお詫びいたします。

議 長  
議 長

それでは、議事日程第2の審議に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議 長

(報告第1号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。

委 員  
議 長

何か、質疑はございませんか。

(特になし)

続きまして「報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議 長

(報告第2号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。

委 員  
議 長

何か、質疑はございませんか。

(特になし)

続きまして「報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議 長

(報告第3号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「報告第3号」について、審議をお願いします。

委 員  
議 長

何か、質疑はございませんか。

(特になし)

続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議 長

(議案第1号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。

委 員

何か、質疑はございませんか。

受付番号19から21番の案件について、相続財産清算人が譲渡人になっていることについて、詳細を伺いたい。

事務局

当該土地所有者がお亡くなりになり相続人がみえないため、家庭裁判所から相続財産清算人が選任され、財産のうち当該土地に関しては、今回の譲受人への所有権の売買により弁済をおこなった形となります。

議 長

その他、質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長  
議長

(挙手)

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第2号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員

受付番号13番、14番の案件について、当該土地について、今回の別の議案にもありましたが、農地転用にあたり貸借権が設定されており、これにかかる農地法第18条第6項の利用権設定の解除手続きが必要であるが、当該土地の貸し手から借り手への利用権解除等にかかる話がないため、すでに麦の播種が済んでいる状態である。これに関して、今回の事務局の見解を伺いたい。

事務局

本案件については、委員ご指摘のとおり、農地転用にあたり農地法第18条第6項の利用権設定解除は必要な手続きであるため、受付番号13、14番の案件については、必要な手続きを経てから再度の許可申請をいただくよう申請者に要請したいと考えます。

議長

それでは、議案第2号の審議案件のうち受付番号12番の案件のみについて、採決に入ります。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号12番の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長

(挙手)

全員賛成であります。よって、本案は、受付番号12番の案件のみ原案のとおり許可とします。

議長

続きまして「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第3号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第3号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員

対象者一覧の28ページ中に所有者氏名と受人氏名が同一氏名の部分がある。

事務局

提出書類を確認します。

- 事務局 確認の間、農業委員会のタブレットの取扱いについてお話したいのですが、現在、今年度の遊休農地調査の時期から皆さんにタブレットを貸与してはいますが、今回、冒頭でご説明しました会議資料のタブレットへの送信によるペーパーレス化にかかる全庁的な推進の流れを受けて、将来的に農業委員会でも同様に検討しております。
- また現在のバスによる委員全員での現地確認も、今後は当該地区のデータをタブレットへ送信し、各地区の案件ごとに当該地区委員と事務局で現地を事前確認すること、さらに委員全員で現地調査すべき重要な案件等を除き、その頻度を下げることにも検討しております。これにより会議時間の短縮が見込まれ、委員の皆さんのご負担も軽減されると考えます。これに関して委員の皆さんのご意見をお伺いします。
- 委員 現地確認の頻度を下げることによる会議時間の短縮は利点と考えるが、各委員の繁忙時期が重なると現地確認の時間も取れないことが想定されるため、現在の形式の現地確認はある程度必要であると考え。確かに軽微な案件に関しては、タブレットによる机上の説明のみでも良いと考える。
- 委員 議案書はデータとともに紙ベースは必要と考える。
- 事務局 ご意見ありがとうございます。議案のタブレットへの送信は今後も継続しますが、紙ベースの議案書の郵送もこれまでどおり行います。
- 事務局 お待たせしました。さきほどの（農用地利用集積計画についての資料の）氏名相違のご指摘の件について提出書類を確認しましたところ、受人氏名の入力誤りでした。お詫びして訂正いたします。
- 議長 それでは、その他質問が無いようでございますので、採決に入ります。
- 委員 「議案第3号 農用地利用集積計画について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 (挙手)
- 議長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。
- 議長 委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。
- 委員 今回の案件とは関連しないが、以前、農地法3条の許可をした鳥取の国道421号線沿いの農地売買の案件について、許可からしばらくたつが、隣接する店舗の要請か南側の境界沿いは少し草を刈ってある状態だが、それ以外は何も耕作していない状態である。これに関して、何か対応をすべきと考えるが。
- 事務局 この案件について把握しており、1ヶ月おきに現地を確認し、写真で状態を記録しております。当初の申請では耕作機械や耕作にかかる研修も受けている証明をいただいております。様々な作物の耕作も予定されており、予定ではこれから動き出すよう営農計画書に記載されていることから、来年2～3

月まではその動向を注視していきます。もし、耕作等の事実が認められない場合は、3条許可の取り消しも考えております。

委員 耕作者本人に直接連絡を取り、話を聞くことも必要ではないか。

事務局 今後、指導が必要な事態になれば、当該地区委員さんにもご協力いただいて、話を進めていきたいと考えます。

議長 他にご質問はありませんか。

委員 長深の医院の北側で町による下水道工事を実施しており農振区域内の土地が含まれるが、これに関して施工の手続き等、農地法上問題はないのか。

事務局 将来的な下水道の利用が見込まれる地区にあらかじめ下水道を敷設されている事例について、今後、現状を把握し対応すべき問題であると考えております。

議長 他にご質問もないようですので、それでは、議事日程第3「その他」について、事務局よりお願いします。

事務局 冒頭にもございました伊藤和道様のご逝去により、東員町農業委員の欠員について、東員町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条により、農業委員の定数は14人と定められております。また、農業委員会等に関する法律には、委員の罷免、失職、辞任について、東員町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条に、町長は、罷免、失職又は辞任により委員に欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に準じて、すみやかに委員の補充に努めるものとする。と定められておりますことから、委員の欠員補充について、今後のスケジュールをご説明させていただきます。

お手元の「東員町農業委員会の委員の欠員補充に係る今後のスケジュールについて」のA4の文書をご覧ください。

<説明>

会長 委員の皆さまから何かございますか。

会長 何も無いようですので、続きまして、慶弔にかかる内規等についてですが、事務局より慶弔にかかる内規の設置状況調査を実施しました。これについて、事務局より説明をお願いします。

<説明>

会長 他市町の内規の策定状況から、当町の内規の策定の是非及び今後の対応について、次回の農業委員会で事務局より皆さんにお示しをさせていただき、方向性を決めていきたいと考えております。

議長 この件につきましては、以上です。  
何も無いようですので、本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年12月の農業委員会定例会を閉会いたします。皆さま、ご苦勞様ございました。

閉会 午前11時00分

議長 会長

署名人 12番委員

署名人 14番委員

令和5年度東員町農業委員会 1月定例会議事録

日 時 令和6年1月9日(火) 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 1伊藤 満 2辻 英治 3中村次男 4伊藤良子 5伊藤公一  
6高木勝利 7欠 員 8近藤好久 9伊藤道昭 10齋藤千鶴  
11水谷一哉 12早川三利 13佐藤隆明 14松下一幸  
計13名

欠席委員 なし  
事務局 石垣課長、笠原主事  
開 会 午前9時30分  
会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程  
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号14)  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(受付番号12～13)  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(受付番号22～25)  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(受付番号15～17)
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和6年1月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。  
本日の出席者は13名中13名の出席でございます。東員町農業委員会  
会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は  
成立いたします。  
次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、1番委員の伊藤満  
様と2番委員の辻英治様のご両名をお願いいたします。  
それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

議 長 <現地調査>  
現地調査、ご苦労様でした。  
それでは、議事日程第1の審議に入ります。

議 長 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題  
とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願い  
します。

何か、質疑はございませんか。

委員  
議長 (特になし)  
続きまして「報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長 (報告第2号について説明)  
以上のおおりに、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員  
議長 (特になし)  
続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長 (議案第1号について説明)  
以上のおおりに、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

6番委員  
事務局  
議長  
議長  
受付番号24・25の当事者の関係性が分かれば教えてください。  
関係性はなく、不動産仲介を通じた売買であると確認しています。  
何か、質疑はございませんか。  
質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のおおりに許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長  
議長 (挙手)  
全員賛成であります。よって、本案は、原案のおおりに許可とします。  
続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長  
議長 (議案第2号について説明)  
以上のおおりに、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

議長  
議長  
質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のおおりに許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長  
議長 (挙手)  
全員賛成であります。よって、本案は、原案のおおりに許可とします。

事務局  
議長  
議長  
次に、議事日程第2「その他」についてを議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局  
議長  
議長  
・タブレットを使用した議案書の閲覧中止及び現地確認資料の閲覧について  
・地域計画の進捗状況について  
・欠員が生じた農業委員の任命の進捗状況について  
・東員町農業委員会の慶弔規程について

議長  
議長  
委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。  
何も無いようですので、本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和6年1月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆さま、ご苦勞様でございました。

閉 会

午前11時00分

議 長      会長

署名人      1 番委員

署名人      2 番委員

令和5年度東員町農業委員会 2月定例会議事録

日 時 令和6年2月6日(火) 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 2辻 英治 3中村次男 4伊藤良子 5伊藤公一  
6高木勝利 7欠 員 8近藤好久 11水谷一哉  
12早川三利 14松下一幸  
計9名  
欠席委員 1伊藤 満 9伊藤道昭 10齋藤千鶴 13佐藤隆明  
事務局 西野課長補佐、笠原主事  
開 会 午前9時30分  
会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程  
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
(受付番号15～18)  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(受付番号14～15)  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(受付番号13～14、18)
4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。  
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和6年2月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は13名中9名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

議 長 次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、3番委員の中村次男様と5番委員の伊藤公一様のご両名をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

議 長 <現地調査>  
現地調査、ご苦勞様でした。

議 長 それでは、議事日程第1の審議に入ります。

議 長 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員  
議長 (特になし)  
続きまして「報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局  
議長 (報告第2号について説明)  
以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。  
何か、質疑はございませんか。

委員  
事務局 受付番号14、15番について、添付資料に土地利用計画図がないが、その  
たりはきちんと確認できているのか。  
事務局 今回の議案の資料には添付しておりませんが、申請書類では添付いた  
だいております。申し訳ありませんでした。  
議長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願  
いします。  
何か、質疑はございませんか。

委員  
議長 (特になし)  
続きまして「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を  
議題とし、事務局から説明を求めます。  
事務局 現地確認写真について、  
事務局 (議案第1号について説明)  
議長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願  
いします。  
何か、質疑はございませんか。

委員  
事務局 受付番号13、14番の許可申請により残地となる北側の農地を今後、耕作  
放棄地としないために対策が必要と思われるが、このあたりはどうなってい  
るのか。  
事務局 先にご説明のとおり、今回、農地転用を申請している南側の土地の2人の所  
有者がこの土地を購入するための売買契約を締結しており、畑として2人で  
管理をしていくことを確認しております。なお、今後の状況も確認してい  
きます。また、今後申請が上がってくるとされる農地法第3条の許可申請に  
つきましても確認します。

議長  
委員 何か、質疑はございませんか。  
事務局 受付番号13、14番について、土地所有者の意見として、利用権設定の解  
除手続きの不備により、農地法第5条の許可申請がひと月遅れた件について、  
事務局として申請書を受理している段階で、農地法第18条第6項の利用権  
設定の解除についても把握し申請者側に確認のために説明をすべきであり、  
事務局 事務手続きはきちんとしていただきたいとご意見をいただいております。  
議長 今後、事務処理にかかるチェック体制を再確認し、ミスの無いよう努めてま  
いります。申し訳ありませんでした。  
委員 質問が無いようでございますので、採決に入ります。  
議長 「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり  
許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員  
議長 (挙手)  
全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議 長 次に、議事日程第2「その他」についてを議題とし、事務局より説明を求め  
ます。

事務局 ・東員町農業委員会の慶弔にかかる内規について  
・三重県農業会議主催の研修会の案内について  
・12月農業委員会にて承認を受けた農地法第5条の許可申請の取下願にか  
かる受理と再申請について

議 長 委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。  
委 員 三重県農業委員会の研修会について、来年の4月で現委員の任期が終了する  
中で、3月に実施する研修会はむしろ新委員に受けていただくべきと考える  
が。

事務局 資料は主催者側に余分に資料をいただき、新委員にお渡しできないかをお話  
します。また、主催者側に開催時期を7月頃にずらす等要望していきたいと  
思います。

議 長 何も無いようですので、本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上  
をもちまして、令和6年2月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆さま、ご苦労様でございました。

閉 会 午前10時45分

議 長 会長

署名人 3番委員

署名人 5番委員

令和5年度東員町農業委員会 3月定例会議事録

日 時 令和6年3月5日(火) 午前9時30分から  
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室  
参加委員 1伊藤 満 2辻 英治 3中村次男 4伊藤良子 5伊藤公一  
6高木勝利 7欠 員 8近藤好久 9伊藤道昭 10齋藤千鶴  
11水谷一哉 12早川三利 13佐藤隆明 14松下一幸  
計13名

欠席委員

なし

事務局

西野課長補佐、笠原主事

開 会

午前9時30分

会議事項

農業委員会定例会

1. 開 会

2. 議事録署名人の選出について

3. 議事日程

議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(受付番号19～21)

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

(受付番号3)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(受付番号26～29)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

(受付番号1～2)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

(受付番号19～25)

4. 閉 会

( 議 事 内 容 )

事務局

只今から、東員町農業委員会を開催します。

開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長

(挨拶)

議 長

それでは只今から、令和6年3月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は13名中13名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、6番委員の高木勝利様と9番委員の伊藤道昭様のご両名をお願いいたします。

それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

<現地調査>

議 長

現地調査、ご苦労様でした。

それでは、議事日程第1の審議に入ります。

議 長

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局

(報告第1号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員 (特になし)

議長 続きまして「報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第2号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員 受付番号14、15番について、添付資料に土地利用計画図がないが、そのあたりはきちんと確認できているのか。

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員 (特になし)

議長 続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員 本件の経緯について説明を求める。

事務局 3ヶ月ほど前に東員第一中学校の移転に関する5条協議を審議いただいた時は伊藤さんが地権者だったが、今回申請のあった農地法3条申請が許可され、地権者が水谷さんに変更になった場合は、この経緯を記載した書面を5条許可申請書に後追いで添付することで対応することになります。

(教育総務課による説明、以下教育総務)

教育総務 元々、伊藤さん所有地に水谷さんの抵当権がついているという状況で、この土地は東員第一中学校の事業地となっている。11月に事業認可を受けて、農業委員会の皆様には農地転用にあたり協議を終えさせてはいただいているところですが、用地買収について桑名税務署との協議も終えまして、令和6年1月から土地の買収にあたり地権者様との話し合いに入らせていただいているところです。この話の中で伊藤さんの土地について、水谷さんと債務の返済にかかる裁判をされていることがわかり、その裁判について結審し、返済不能により土地による代物弁済とすることで双方合意がなされたことから、今回、水谷さんにその土地の所有権移転をしたいという農地法3条許可の申請となります。ただ、農地法第5条の認可を受けてからの3条の許可申請は本来、辻褄が合わないところであると考えますが、一中移転事業を進めるなかで、抵当権が付いたままの土地を購入することはできないため、抵当権を外していただきたかったのですが、双方で所有権の移転という形で話し合いがなされたので、今回の3条申請が許可された後、水谷さんに土地をお譲りいただくというところで話をさせていただいている現状でございます。

して、形式的にはなりますが、3条の許可について、皆様のご配慮をお願いするところでございます。

委員 水谷さんが3条許可により所有権の移転をすればいいと思うが、その後、すぐに埋め立てする事がわかっている状態で、3条の許可をすることはおかしいのではとなったときは、事務局で責任を持って対応してもらえるなら許可しても良いと思うし、抵当権が付いたままでも消えてしまえばいいわけで、そのまま譲渡することとしてもよいと思う。その判決文はあるのか。

教育総務 判決文はあります。今すぐには出ないのですが。最高裁までいったと聞いております。

委員 あるのならいいが、外部の人から指摘を受けたときにどこが責任を取るのか、事務局として立場上つらいところではあると思うが。

教育総務 この案件について、水谷さんの代理人の弁護士さんが仲介して、中学校用地として譲っていただくにあたり、色々な手法を検討していただいたが、違法ではないが、伊藤さんから購入するために飛ばしの登記を付けていく手法もあるが強引にすぎるため、適切な方法でということで、伊藤さんから水谷さんに所有権移転し、水谷さんから東員町に所有権移転するための売買の登記をするという本来の形で申請していくためには農地法第3条の手続きが必要になるというものでございます。

委員 それはわかるが、本来の形で手続きを進めると農業委員会としては許可した農地を何も耕作しない状態で町に所有権移転するというのがどうなのかということが懸念される点である。これは形式的なものでこれから耕作していくという風に示していただくのであれば、まだいいと思うが。

教育総務 水谷さんは農業をされていて、町として今回の申請地を譲っていただくにあたり、金銭ではなく代替地を要望されているため、その土地を町として探しているところであり、まだ正式に水谷さんの土地になっていないため、下交渉でこの土地でどうかという話をするところまでには至っていない段階ではありますけれども、今後、その代替地が決まりましたら、農業委員会で農地法第3条の申請をさせていただくことになると思います。

委員 今回の農地法第3条の申請については問題無いと思うが、その次の段階、営農計画書の提出に基づく耕作がなされるかについて気になったので、質問させていただいた。

事務局 他に質問はありますか。この26番以外でも結構ですが。  
議長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。これらは一括審議ということで進めます。

「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議長 続きまして「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第2号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

委員 通常、市街化調整区域として貸し駐車場とする場合に相手が決まっていない

状態で許可をすることはできるのか。

ある程度、事前に賃貸借契約を締結していない状態での事業計画について許可はできるのか。

事務局  
委員

実際、以前から駐車場として利用はされている状態ではあった。  
現状では車が置かれておらず、駐車場整備後の借り主はいるのかということで質問した。

事務局

特に問題ありません。借り手が見つからなくても駐車場として運用したいと言っているだけであり、現場が駐車場及び資材置き場としての体をなしているのかを確認するところまでが農業委員会として関与するところであり、その後の運用について関知するところではないため。

委員

今回、市街化区域による届出ではないため確認した。桑名市では市街化調整区域における駐車場整備にかかる申請は賃貸借契約が必要であるといわれたのでどうかなということを確認した。

事務局

申請者に確認したところでは、すでに貸駐車場整備後の借り手はついており、別の場所から移動してくる予定と聞いております。

委員

それでは、たとえば田を駐車場に変えたいという申請に対して、同様に借り主が決まっていない状態で農業委員会の許可はするのか。

事務局

その場合でも許可します。3種農地という前提で話をすると許可を出す必要がありますし、事業計画で、1反の農地を使用して、何十台、何百台の駐車予定の見込みがあるのであれば許可は可能できると思います。

委員  
事務局

まあ、今回は4条で自分の土地を利用するのであるからいいということか。この質問について、別の事例で再確認すると、例えば100台駐車するという予定で申請して、実際は100台駐車する予定もないのにそんな規模の駐車場の整備に対して、許可してもよいのかということでしょうか。

委員  
事務局

そのとおり。  
それに関しては真実性の担保を取ることができないので、一旦、3種農地であれば許可を出すしかありません。その結果、駐車場整備後にほとんど当初の目的で使われていない状況が現地確認で認められれば、その一部の土地について許可を取消しすることになる可能性はあります。ただ、3種農地であれば、そこまでする必要はないと思われます。なお、それが1種農地の場合とか別の条件であれば、許可後に注視しておく必要があると思います。

議長

他に質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員

(挙手)

議長

全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

議長

続きまして「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局

(議案第3号について説明)

議長

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第3号」について、審議をお願いします。

何か、質疑はございませんか。

議長

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)  
議長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。  
議長 次に、議事日程第2「その他」についてを議題とし、事務局より説明を求め  
事務局 ・農業委員会委員の任命式の日程について  
・委員会出席の際のタブレット持参について  
議長 委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。  
議長 何も無いようですので、本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上  
をもちまして、令和6年3月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆さま、ご苦労様ございました。

閉会 午後0時00分

議長 会長

署名人 6番委員

署名人 9番委員